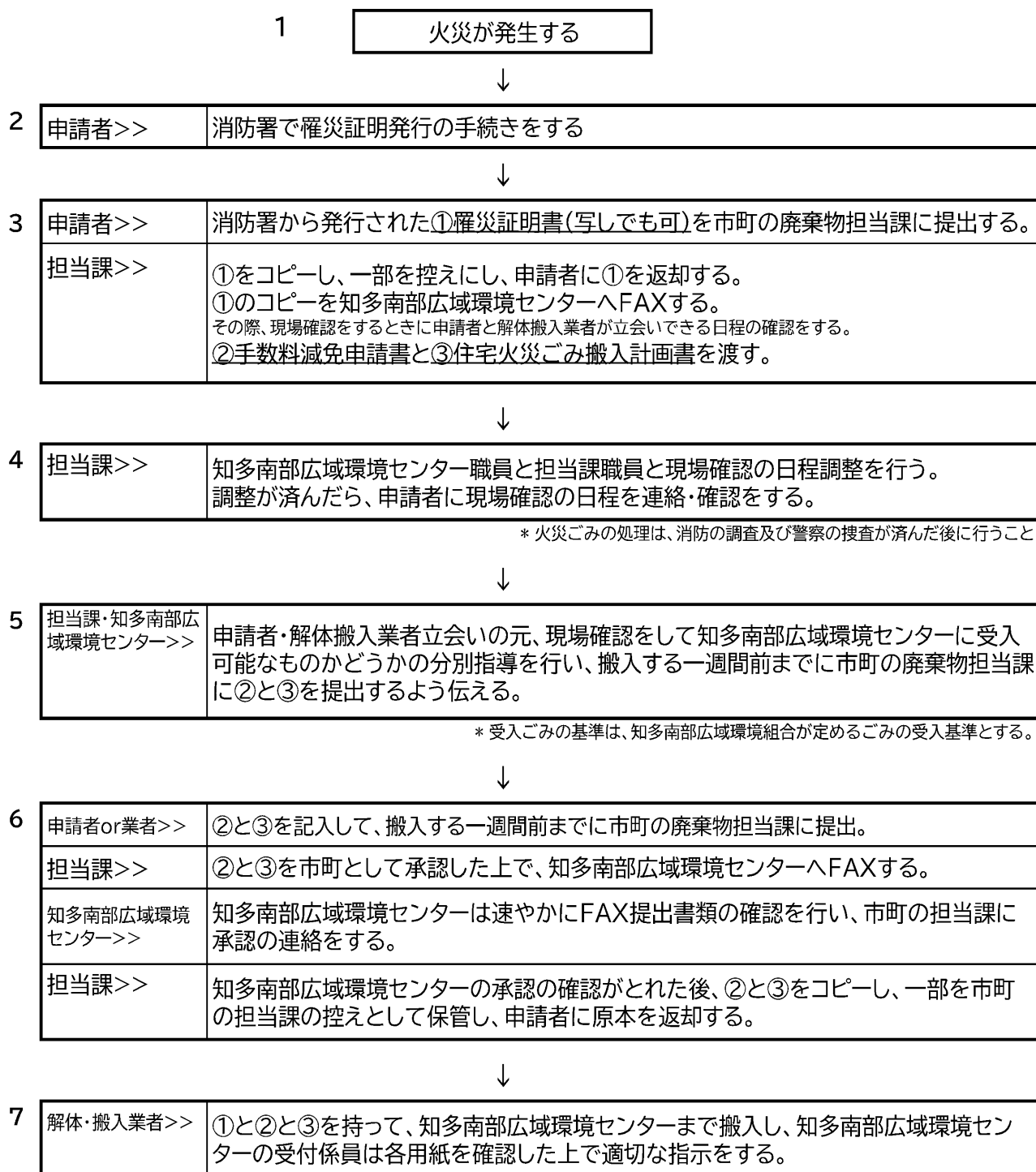


## 【知多南部広域環境センター】住宅火災ごみ発生から搬入の流れ



\* 火災ごみの処理は、消防の調査及び警察の捜査が済んだ後に行うこと

\* 受入ごみの基準は、知多南部広域環境組合が定めるごみの受入基準とする。

- ・ 予定していた搬入日時から変更がある場合は、申請者もしくは解体・搬入業者が知多南部広域環境センターへ連絡すること。
- ・ 受入可能なものの分別指導は、必ず担当課職員・広域職員・申請者・解体搬入業者の立会いのもと行うこと。
- ・ 担当課は①罹災証明書と②手数料減免申請書及び③住宅火災ごみ搬入計画書が提出された時点で速やかに知多南部広域環境センターにFAXすること。(FAX:0569-84-1008)